



専 決 処 分 書

ハナトピア岩沼リニューアル工事に伴うエフエムいわぬまの移転に
合わせ、令和7年6月2日から岩沼市コミュニティ放送センターの位
置を変更するため、岩沼市コミュニティ放送センター設置条例の一部
を改正することについて、議会を招集する時間的余裕がないので、地
方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分する。

令和7年5月28日

岩沼市長 佐 藤 淳 一

岩沼市コミュニティ放送センター設置条例の一部を改正する条例

岩沼市コミュニティ放送センター設置条例（平成10年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表岩沼市コミュニティ放送センターの項中「岩沼市三色吉字雷神7番地の1」を「岩沼市中央二丁目3番12号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月2日から施行する。